

3 検 監 第 672 号
令和 3 年 11 月 25 日

(別紙施行先) 殿

農林水産省大臣官房検査・監察部長

農林水産省協同組合等検査基本要綱の一部改正について

農林水産省大臣官房検査・監察部（以下「検査部局」という。）では、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）等の法令に基づく検査を実施しており、検査の対象となる者（以下「検査対象者」という。）の経営管理（ガバナンス）態勢について、理事会及び内部監査部門の実質的な機能発揮状況、会計監査等の外部監査に係る受検態勢の整備及びその実効性確保に向けた取組等について検証しています。

また、検査部局の検査と会計監査人等による監査については、両者が連携を図ることにより、それぞれの目的の達成に資することが期待されます。

このような事情を踏まえ、別添のとおり農林水産省協同組合等検査基本要綱（平成 23 年 9 月 1 日付け農林水産省大臣官房検査部長通知）の改正を行い、必要に応じて検査対象者の会計監査人等と下記の要領で双方向の意見交換を行うこととしますので、御了願いたします。

記

意見交換の対象となる会計監査人等とは、法律の規定に基づく監査又は検査対象者の任意の取組として法律に準じた監査を実施している公認会計士又は監査法人となります。

検査班は、検査対象者の同意を得た上で、検査対象者経由で会計監査人等に意見交換の申入れを行うので、検査対象者は、会計監査人等からの応否を検査班に伝えていただくようお願いします。

また、会計監査人等が検査対象者の同意を得た上で検査班に対して意見交換を要請した場合には、特段の事情がない限り意見交換に応じることとします。

意見交換の実施に当たっての留意事項は次のとおりです。

- ① 意見交換の実施に先立ち、検査対象者により、会計監査人等が負っている守秘義務が解除されていることを確認します。

- ② 意見交換の実施時期については、会計監査人等が必要に応じて意見交換の結果を監査計画へ反映することなどを考慮して決定します。
- ③ 意見交換に当たっては、監査の基本的な方針及び実施状況並びに検査対象者の経営環境及び経営実態に関する会計監査人等の認識等を確認するとともに、検査班が把握した問題点等を会計監査人等に伝え、これらの点に関する会計監査人等の見解を確認するなど、両者で十分な意見交換を行います。
- ④ 監事監査、内部監査及び外部監査の連携を促進する観点から、検査対象者の監事及び内部監査部門の関係者の立会いを認めます。ただし、検査班が不要と考えるときは、その旨を検査対象者と会計監査人等に伝え、同意を得ます。
- ⑤ 意見交換は、会計監査人等と検査班との相互理解を促進し、監査及び検査の実効性に資する目的の事項について行います。

(別添)

農林水産省協同組合等検査基本要綱の一部改正新旧対照表 (抜粋)

改正後	現 行
<p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 検査の実施 1～4 (略)</p> <p>5 <u>会計監査人等との意見交換</u> <u>会計監査人等(検査対象者が法定又は任意の監査を受けている場合の監査を行っている公認会計士又は監査法人)との意見交換は、検査責任者の判断又は会計監査人等の要請により、検査対象者及び会計監査人等の同意を得た上で、以下の点に留意して実施する。</u></p> <p>(1) <u>意見交換の実施に先立ち、検査対象者により、会計監査人等が負っている契約上の守秘義務が解除されていることを確認する。</u></p> <p>(2) <u>意見交換の実施時期については、会計監査人等が必要に応じて意見交換の結果を監査計画へ反映すること等を考慮して決定する。</u></p> <p>(3) <u>意見交換に当たっては、監査の基本的な方針及び実施状況並びに検査対象者の経営環境及び経営実態に関する会計監査人等の認識等を確認し、検査班が把握した問題点等を会計監査人等に伝え、これらの点に関する見解を確認するなど、両者で十分な意見交換を行う。</u></p> <p>第7～第10 (略)</p>	<p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 検査の実施 1～4 (略) (新設)</p> <p>第7～第10 (略)</p>

(別紙) 施行先明細

全国農業協同組合連合会 代表理事理事長
全国共済農業協同組合連合会 代表理事理事長
全国酪農業協同組合連合会 代表理事会長
日本文化厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
ホクレン農業協同組合連合会 代表理事会長
愛知県経済農業協同組合連合会 代表理事理事長
熊本県経済農業協同組合連合会 代表理事会長
宮崎県経済農業協同組合連合会 代表理事会長
鹿児島県経済農業協同組合連合会 代表理事理事長
北海道信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
岩手県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
茨城県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
埼玉県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
東京都信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
神奈川県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
新潟県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
石川県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
福井県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
山梨県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
長野県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
岐阜県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
静岡県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
愛知県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
三重県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
滋賀県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
京都府信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
大阪府信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
兵庫県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
和歌山県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
鳥取県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
広島県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
山口県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
徳島県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
香川県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
愛媛県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
高知県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長

福岡県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
佐賀県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
大分県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
宮崎県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
鹿児島県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長
北海道厚生農業協同組合連合会 代表理事会長
秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
福島県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
茨城県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
新潟県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
富山県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
長野県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
岐阜県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
静岡県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
愛知県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
三重県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
広島県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
山口県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
徳島県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
香川県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
高知県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
大分県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
鹿児島県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長
農林中央金庫 代表理事理事長
独立行政法人農林漁業信用基金 理事長
全国漁業信用基金協会 理事長

